

# 幼児教育の無償化

## 2019年10月からスタート

### 新たな手続きは不要

#### ①利用料（保育料）

基本的な利用者負担額は無償

- ・3歳から5歳児（満3歳になった翌月から小学校就学前までの子ども）が対象。（1号認定）
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

※ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。

「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要

#### ②預かり保育(幼稚園型)

月額1万1,300円まで無償

- ・対象者は共働き世帯などの保育の必要な子どもで、①か②のいずれかに該当する子ども
- (1)3歳児から5歳児（満3歳になったあと最初の3月31日を過ぎた小学校就学前までの子ども）が対象。（新2号認定）
- (2)0歳児から2歳児（満3歳になったあと最初の3月31日までの子どもを含む）が対象。（新3号認定）
  - ※市町村民税非課税世帯に限る。
  - ※上限は月額1万6,300円
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（日額の上限450円×利用日数）

### ※H29. 10. 15生まれの子どもの場合の認定の時期（R2・3年度）

	R2年度				R3年度			
	R2. 4/1	10/15	11/1		R3. 4/1			
①利用料								1号認定
②預かり保育							(2)新3号認定（※非課税世帯に限る）	(1)新2号認定

②「預かり保育」の無償化の対象のための申請を希望する方は、認定こども園・幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、認定こども園・幼稚園へご提出ください。

(問合せ先)

筑西市 こども部 こども課

TEL：0296-24-2104

Mail：fkodomo@city.chikusei.lg.jp